

知恵袋（その16）

地元自治会が地元交通事業者に運行を依頼し、事業者が自治会の熱意に応じて運行を実施
～乗合タクシー「ふれあい号」～（長崎県佐世保市）

- ・4つの地元自治会が交通対策運営協議会を組織し、直接タクシー事業者へ乗合タクシーの運行を委託。
- ・運営協議会は、独自に運行状況を調査し、運行ルートの変更、停留所の増設、住民へのPR活動等を熱心に行うことで、自らのニーズを運行に反映し、住民に使ってもらうことで、取組みを持続。
- ・事業者は地元への貢献のために献身的な運行を行い、行政に頼らずに運行を持続。

地元自治会と交通事業者の良好な協力関係

- ・佐世保市が公共交通空白地帯の解消を目的とした社会実験を1年間（平成18年3月1日～平成19年2月28日）実施し、意欲のある地元交通事業者を選定して、平成19年3月1日から本格運行を開始した。
- ・乗合タクシーは、設定されたルートを運行されており、停留所も設置されている。（P.88を参照）
- ・協議会は乗合タクシーの運営主体、4つの自治会長を中心としたメンバーで構成される。運営協議会から直接、タクシー事業者に運行委託をしている。



写真3-14 ふれあい号
（出典）ラッキー自動車（株）ホームページ

地元自らが育てる取組み

- ・地元自治会が主体となって毎月1回は協議会を開催。「ふれあい号ニュース」の発行など積極的な情報提供による利用者の確保、回数券の発行、割引制度の検討などの継続的なサービス改善に取り組んでいる。
- ・なお、運営協議会の運営に係る基本費用は地域住民による協賛金（1口200円）によって賄われている。

行政に頼らない運行

- ・地元（運営協議会）が利用ニーズの把握のためのアンケート、乗降者数調査や定期的な運営対策の話し合いなどを実施。こうした地元の熱意に押され、地元の交通事業者も赤字覚悟の運行を続けている。このことで、運行経費を抑制でき、行政補助に頼らずに運行が継続されている。